

# 大垣で暮らそう

## ～大垣暮らしのオトクな制度～

少子高齢化により生産年齢人口が減少するなか、市は、定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。

市外・県外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。  
詳しくは、市HPをご覧くださいか、①は都市プロモーション室 (☎47-7681)、②は高齢介護課 (☎47-7424)、③～⑤は住宅課 (☎47-8184) へ。

### 1 移住・定住活動費を補助!

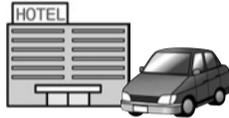
#### << 子育て世代等移住定住活動費事業補助金 >>

子育て世代の定住促進を図るため、県外在住の子育て世代を対象に、移住定住活動(住居や仕事を探す活動など)費を補助しています。

事前申請  
必要

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①岐阜県外に居住している人(住民票の登録が岐阜県外)
- ②中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらかが34歳以下の世帯の人
- ③下表の施設において移住相談をしている人



相談施設	連絡先
清流の国ぎん移住・交流センター(東京)	080-7749-3317
清流の国ぎん移住・交流センター(名古屋)	090-2619-2102
清流の国ぎん移住・交流センター(大阪)	090-4083-0231
都市プロモーション室	47-7681

- ④住居や仕事を探す活動など、移住を前提とした活動を行う人  
※転勤によるものは除く

▶補助対象・金額…レンタカー及び宿泊にかかる費用の2分の1(上限3万円) ※いずれも市内業者の利用に限る。1世帯1回限り。活動開始から6か月以内のものを合算

### 2 三世代で暮らそう! (転居費用を補助)

#### << 三世代同居促進事業 >>

高齢者の孤立化の防止や定住促進を図るため、三世代で同居を始めるときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①高齢者(65歳以上)のみの世帯に、二世帯以上の子と孫(64歳以下)が市外から転入し、三世代以上で同居する人 ※申請者は子または孫のいずれか1人
- ②三世代同居をする住宅を生活の本拠とすること

▶補助金額…引っ越し費用の5分の4(上限8万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内



### 3 親元近くで暮らそう! (転居費用を補助)

#### << 子育て世代近居支援事業 >>

市内出身者のUターンの促進や、子育て世帯定住者の増加を図るため、市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人
- ②親世帯(年齢不問)が市内に1年以上継続して居住している人

▶補助金額…引っ越し費用の5分の3(上限6万円)

▶申請期限…転入日(住民票異動日)から6か月以内

※②と③の転居費用補助の重複申請はできません

## 大垣の魅力・移住のいろはを知る

### ●移住・定住ポータルサイト

市は、市移住・定住ポータルサイト「大垣暮らしのすすめ」を開設しています。

このサイトでは、市内で子育てする8つのメリットを中心に医療機関情報や雇用情報、地域情報などを紹介。「暮らす」「働く」「移住支援」などの利用者目線に立った情報と大垣の魅力を発信しています。



問合せ/都市プロモーション室 (☎47-7681) へ

### ●「かみいしづ移住体験夢ツアー 2019」参加者募集中!

- \*対象/移住を考えている人、里山暮らしを体験したい人
- \*とき/2月23日(土)の午前10時30分～24日(日)の午後3時
- \*内容/上石津の歴史や自然を学んだり、空き家を見学したりするツアー。先輩移住者や地域住民との交流会あり
- \*定員/15名(先着順)
- \*参加料/一般:3,000円 小中学生:1,500円※宿泊・食事込

申込/㈱ビッグトラベル (FAX71-9960) へ

問合せ/上石津地域事務所地域政策課 (☎45-3113) へ

### 4 新居をかまえて子育てを! (住宅取得を支援)

#### << 子育て世代等住宅取得支援事業 >>

子育て世代の定住を促進するため、市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を助成します。

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居した人。 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併設住宅の場合、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受け、申請時に借入金残高が100万円以上ある人



▶助成期間…3年間 ※借入金の残高が100万円未満となる時まで  
▶助成金額…各年度の利子支払額(上限10万円)を年1回助成(最大30万円)

▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内

### 5 リフォームした中古住宅で子育てを!

#### << 子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業 >>

子育て世代の定住促進と空き家の有効活用を図るため、市内に中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を助成します。

事前申請  
必要

#### ▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居した人 ※申請者は住宅1戸につき1人
- ②申請期限日までに、中学生以下(妊娠中を含む)の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③リフォーム工事を市内業者(本店・支店)に依頼して行う人
- ④市税等を完納している人

⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が0.7以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については建築課 (☎47-8436) へ  
▶助成金額…リフォーム費用の10分の1(上限20万円)を1回助成 ※リフォーム工事費は20万円以上であること

▶申請(実施計画書提出)期限…対象住宅を取得した日から1年以内およびリフォーム工事着工前